

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第12回） 議事概要**

1 日 時

平成20年6月23日（月） 15時00分～17時00分

2 場 所

総務省 低層棟一階共用会議室 4

3 議 題

- (1) 前回議事概要の確認
- (2) 衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件について
 - ・ 放送システム委員会報告（案）
- (3) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

伊東主査（東京理科大学）、相澤（国立情報学研究所）、甲藤（早稲田大学）、小林（電波産業会）、佐藤（東京工科大学）、高田（東京工業大学）、野田（日本ケーブルラボ）

【説明員】藤田、田中、西田、浦野（電波産業会）

【事務局】奥、布施田、森下、田窪（総務省放送技術課）

5 配付資料

- 資料12 - 1 放送システム委員会（第11回）議事概要（案）
- 資料12 - 2 放送システム委員会報告の概要（案）
- 資料12 - 3 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 報告（案）
- 資料12 - 4 放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集（平成20年6月24日付け報道発表予定資料）
- 参考資料1 平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務認定に関する今後のスケジュールの公表（平成20年2月13日付け報道資料）
- 参考資料2 平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針（案）に対する意見募集（平成20年5月30日付け報道資料）
- 参考資料3 一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題について（平成20年5月30日付け報道資料）

6 議事概要

説明員の紹介、配付資料の確認を行った後、以下の審議を行った。

(1) 前回議事概要(案)の確認

放送システム委員会(第11回)議事概要(案)が了承された。

(2) 衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件について

衛星放送システム作業班主任 甲藤委員より、放送システム委員会報告(案)について説明があった。その後の主な質疑は以下の通り。

資料12-2、P.9、P.18、P.23において、注釈(以下、「 」)が付記されているが、それぞれどのような意味で、付記されているのか説明いただきたい。以前の委員会でも申し上げたが、衛星高度化の検討は技術が一段階前へ進むという意味で、周波数政策上、非常に重要であると考えており、長期的な視点を持ってまとめなければならないと考えている。2011年までに省令などの制度を整備、実用化するという観点だけでなく、更に先を見て提案すべき技術もあり、例えば、「 」の点を実験にて実現出来るという事を提案すべきである。そうすることで委員会報告としても将来に通用するものとなる。また、委員会報告(案)の今後の課題には、実験で行うべき内容等、もう少し先を見た課題を書くべきである。20年前にMUSEの実験を始めたことが今のHDTVのマーケットを作る元になっている様に、放送分野は国際的に日本が引っ張ってきた。新たな周波数が利用できる環境が2011年以降もしかしたら無いという中、方針を明確に出しておくことが重要と考えており、その際にこの「 」の部分に意味が出てくると思う。

資料12-2、P.1、高度化の目的・背景として、「衛星放送の将来像に関する研究会」のみ挙げられているが、「次世代放送技術に関する研究会」に関する記載も追記して良いのではないかと、また、ARIBにおいては「超高精細度TVスタジオ設備開発部会」が来月から立ち上がる予定であり、この様な機運が高まっている中、「 」の意味は重要と考える。今のままでは新技術に対してネガティブに捉えかねられない。(小林委員)

重要なご指摘であるが、今回の諮問は2011年においてどのような技術を採用すべきかをお聞きしている。技術基準は無線局の免許、事業者の認定のためにあるもので、将来の高度化の指針を示すためのものではない。今回の答申は2011年の段階でのサービスとして制度化すべき技術基準であり、現在、認定に関する基本的方針(案)(参考資料2)の意見募集を掛けているが、認定の基本的な考え方としては、HDTV化の推進が主目的であり、委員会報告(案)はそれに沿った形での答申と考えており、2011年の段階での技術水準を客観的に審議いただいた結果、この「 」が付いたと考えている。加えて、その先の技術についても積極的にご

審議頂き、2011年に技術基準にする技術と更にその先の技術の両方をご報告頂いていると認識している。将来の更なる衛星放送の高度化のロードマップについては、別途議論が必要であるが、現状においては、2011年に向かったの技術基準を審議いただいていると言うことでご理解頂きたい。（事務局）

「 」の部分は制度化されないという意味であると認識している。参考資料2、3枚目に、認定に際しての実験の扱いは「周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする」と記載があり、実験がこの様な位置づけとして示されている中、報告書内の「 」が意味を持ってくるのではないか。（小林委員）

「 」は2011年に向けての技術基準ということ考虑し、付したところである。今後、2011年に実験局をどうするかということについては総務省として判断しなければならない。設備規則はあくまでも実用局、実用の免許認定に向けての規則であるため、今回の報告書に載らないから実験が出来ないというものではない。今回、意見募集している基本的方針（案）の主目的はCS110を含めてBSをHDTV化し、その上で、空いているチャンネルがあれば実験が出来るという主旨。委員会で実験を推奨すべしという考え方は理解できるが、実験のための実験でなく、実用化のための実験を民間の皆様方で検討いただいた上で、それを国がどう判断するかということ。その意味で、報告書内で“実験をすべし”と総務大臣に向けて報告を挙げることを意味合いを良く考慮していただきたい。（事務局）

「2011年に導入可能な技術を検討した」ということを資料12-2、P.1及び委員会報告（案）の「はじめに」の部分に明記いただきたい。（伊東主査）

周波数の空きがあった場合、実験を行うことが出来るということが参考資料2に記載があるので、実験を行う際はこういうことを検討すべきだという記載があってもおかしくない。その様な記載を加えることでARIBにおける検討にも力が入る。今回の報告書がネガティブに捉えられて、将来の技術開発の間口が閉ざされてしまわないか懸念している。（小林委員）

我々も2011年で高度化を終わりにするつもりは無い。「 」付ではあるが、2011年以後の技術についても記載頂いているところであり、その様な技術の検討も引き続き行って頂ければと思う。（事務局）

16APSKと32APSKは高度狭帯域CSでは入っているのか。（野田委員）

入っていない。（田中説明員）

CSで入っていないのであれば、了解。（野田委員）

高度狭帯域CSはDVB-S.2をベースにしているからであろう。（伊東主査）

資料12-2、P.5、放送品質において、音声サービスのみが赤字になっており、映像が赤字になっていないため、映像に対する期待感がネガティブに見える。（相澤委員）

多値変調についてアンテナ径が大きくなるということだが、今後の周辺技術の進展というのは、

- ・ユーザー側で大きなアンテナが受容される
- ・トラポン出力の増大が今後、想定される

の観点では、どのように考えているのか。（高田委員）

参考資料1 - 11に基づき説明（田中説明員）

バックオフはアンテナ径の問題にはマイナスに作用する。今回の技術基準は時間率ありきで考えているのか。時間率ありきで考えると、委員会報告（案）に回線設計120cmと記載があり、120cmでないと受信できないとなると、今後の周辺技術の進展により適用可能と注釈が付いても、導入の可能性が低いと考えられる。（高田委員）

参考資料1 - 11によると、時間率を若干犠牲にすれば60cmアンテナでも何とか受信できそうだ。（伊東主査）

委員会報告（案）「5. 今後の課題」に、映像符号化方式についての課題が全く記載されていない。2011年のサービスインを実現するにあたっての課題か、あるいは2011年以降の課題かが分かるように記載すると良いのではないか。（伊東主査）

書く材料は委員会報告（案）本文中にあるので、それほど手間は大きくないと考える。（小林委員）

それと共に、報告（案）の「はじめに」のところに、“ターゲットは2011年からのサービスイン”ということをもっとクリアに記載していただきたい。そうすることで、既存の受信環境を変えない、つまりアンテナ系は今と同じ、また、衛星の送信パワーも増加しないことが前提条件となり、今後の整理が容易となる。高度狭帯域CSの放送方式を策定した際も、現行の受信環境の変更なしにHDTVの番組数増加を実現したとの説明をしている。（伊東主査）

資料12 - 2、P.11において、8PSK、16APSK、32APSKが同列に記載されているが、それぞれの位置づけを明確にした方がよい。（佐藤委員）

ご指摘の点は委員会報告（案）、P.41に記載している。技術分科会の概要説明資料として使う際には内容を絞る必要がある。（伊東主査）

委員会報告（案）、P.41、表2.2-12は、概要説明資料に追加したい。（事務局）

資料12 - 2、P.3の資料に、現行BSデジタル方式と今回の方式の比較も併せて記述していただきたい。（伊東主査）

パブリックコメントに資料12 - 2は出るのか。（野田委員）

出ない。（事務局）

資料12 - 2、P.18における3840x2160/60/Pへの注釈と、委員会報告（案）P.133の注

釈が異なるようだが、意味合いの違いはあるか。(小林委員)

資料12-2については、記載の都合で短縮したということではないか。(伊東主査)

委員会報告(案)に「受信機器など」との注釈があるが、受信機が普及している状況でなければ放送が始められないというのはおかしい。BSデジタル放送のハイビジョン放送は当初1チャンネルのみであったが、100万台程度の受信機が普及した。このことを考えると「受信機器など」と記載することについては疑問がある。(小林委員)

当該部分については「受信機が手に入りやすい環境が整った後に適用される」との意味合いと認識している。平成9年のBSデジタル放送の答申における1080pの扱いにあったような“技術的実現性の確認を必要とするフォーマット”とは異なったニュアンスである。(伊東主査)

新方式を検討するにあたっての背景についての説明が委員会報告(案)に無いが、これでよいのか。(高田委員)

背景については、報道発表資料の頭紙にて説明を加えることとしたい。(事務局)
関連報道資料の欄に参考資料2の報道資料も加えた方がよい。(小林委員)

以上の質疑の後、本日の審議を踏まえた具体的修正案については、事務局より構成員の皆様へ送付し、明日6/24の午前中までに確認いただくことが了承された。

(3) その他

事務局から以下の連絡事項があった。

- ・本日の審議を踏まえた修正案を本日中に作成し、電子メールで照会を行う。
- ・6月24日からパブリックコメントを開始予定、次回の会議は7月25日開催を予定。

以上